

## 第13号議案

### 「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例」 の概要

#### 1. 概要

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下、法）に基づき、条例で定める職員を派遣できる対象となる公益的法人等（以下、法人等）を追加する。

#### 2. 対象法人等

法人等（※）のうち、その業務が地方公共団体の事務事業と密接な関連を有し、施策推進を図るため人的援助が必要な団体。

（法第2条）

（※）①一般社団法人または一般財団法人、②一般地方独立行政法人、③特別の法律により設立された法人（営利を目的とするものを除く）、④地方六団体

#### 3. 条例で規定する派遣法人および職員の勤務条件等

項目	内容
追加する法人等	公益社団法人 品川区シルバー人材センター 公益財団法人 品川文化振興事業団 公益財団法人 品川区国際友好協会 公益財団法人 品川区スポーツ協会 社会福祉法人 品川区社会福祉協議会
対象職員	一般職に属する職員
派遣手続	任命権者と派遣先団体との間で勤務条件・業務内容等について取り決めに締結
給与	原則、派遣期間中は給与を支給しないが、地方公共団体の事業等に関連する業務である場合は、支給することができる
職員の身分	併任 ※期間満了等により復帰した場合は、派遣先団体において従事していた業務を公務とみなす
派遣期間	3年以内（5年まで延長可能）

#### 4. 施行期日

平成31年4月1日

（職員派遣に必要な手続きは、施行日の日前においても行うことができる。）

○公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1) <u>公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会</u></p> <p>(2) <u>公益社団法人品川区シルバー人材センター</u></p> <p>(3) <u>公益財団法人品川文化振興事業団</u></p> <p>(4) <u>公益財団法人品川区国際友好協会</u></p> <p>(5) <u>公益財団法人品川区スポーツ協会</u></p> <p>(6) <u>社会福祉法人品川区社会福祉協議会</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(第3条から第8条まで略)</p> <p>付 則</p> <p>1 <u>この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p>2 <u>公益社団法人品川区シルバー人材センター、公益財団法人品川文化振興事業団、公益財団法人品川区国際友好協会、公益財団法人品川区スポーツ協会および社会福祉法人品川区社会福祉協議会に職員を派遣することに関して必要な手続は、この条例の施行の前においても行うことができる。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、<u>公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(第3条から第8条まで略)</p>